

全国公私病院連盟 医療法人向け 役員賠償責任保険

(Directors' & Officers' Liability Insurance) 団体制度のご案内

2016年9月の第7次改正医療法の施行より、医療法人に対して厳格なガバナンスに関する規定が設けられ、医療法人の役員の皆さまの法律上の賠償責任が明確化されたことから、「社員」「第三者」から役員が損害賠償請求を提起されることが懸念されます。

会員の皆さまが安心して業務を遂行していただけるように、「全国公私病院連盟 医療法人役員賠償責任保険 団体制度」につきまして、ご案内します。ぜひこの機会にご加入をご検討ください。

第7次改正医療法(2016年9月施行)により医療法人役員の責任が明確化されました！

	責任の種類	内容
対する責任（義務） 医療法人に	善管注意義務	役員として相当な程度の注意を尽くして業務を遂行しなければならない。
	忠実義務	役員として法令・定款、社員総会決議を遵守して、法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。
	競業避止義務	役員が競業取引を行う場合には、事前に社員総会の承認を得なければならない。
	利益相反取引回避義務	役員が利益相反取引を行う場合には、事前に社員総会の承認を得なければならない。
	監視・監督義務	他の役員の行為が法令・定款を遵守し、かつ適正になされていることを監視しなければならない。
対する責任 第三者に	一般不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。
	第三者に対する損害賠償責任	役員がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

契約者	一般社団法人 全国公私病院連盟
ご加入者	一般社団法人 全国公私病院連盟の会員および準会員の病院が属する医療法人
被保険者	ご加入医療法人の全ての役員(理事長・理事・監事・評議員(医療法人財団の場合)・会計監査人を含みます。)
保険期間	2026年4月30日午後4時～2027年4月30日午後4時
申込締切日	2026年3月31日(火)
保険料着金締切日	2026年4月15日(水)
中途加入	加入依頼書提出と保険料着金を保険開始日の5日前までに行ってください。 保険期間は中途加入日から2027年 4月30日午後4時までとなります。

1. 保険の概要

医療法人の役員の皆さまが、役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

役員の医療法人に対する責任

社員代表訴訟※	医療法人社団の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し医療法人社団に損害を与えた場合に、社員が医療法人社団に代わって役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。
法人訴訟	医療法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し医療法人に損害を与えた場合に、医療法人が損害賠償を求める訴えを提起するものです。

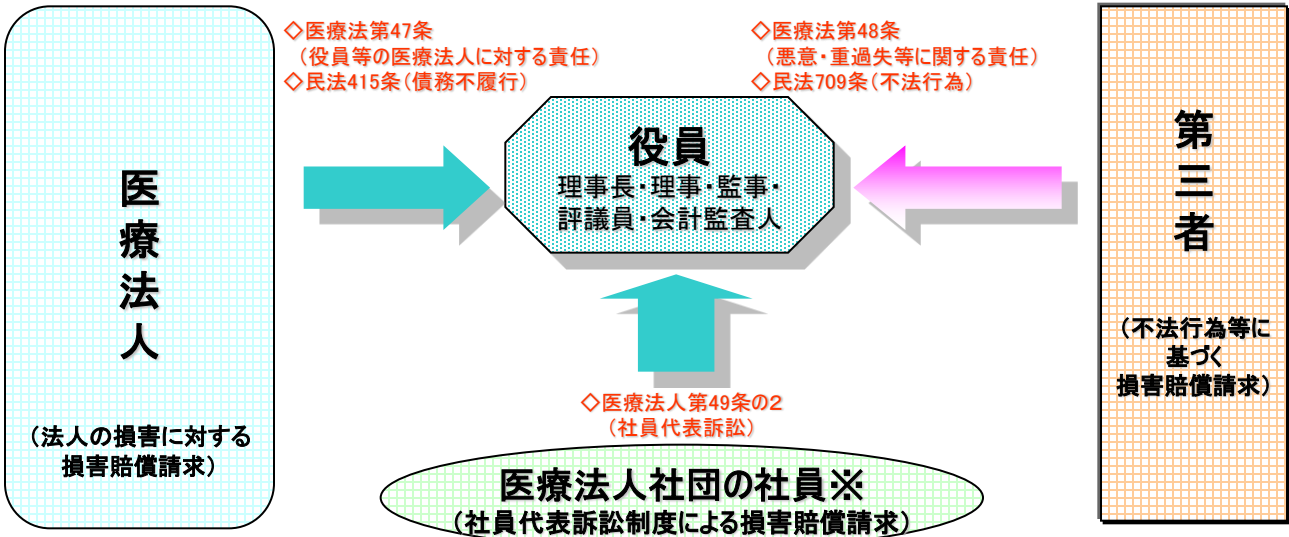
役員の第三者に対する責任

第三者訴訟	医療法人の役員が第三者（取引先等）に損害を与えた場合に、第三者が民法第709条や医療法第48条を根拠として損害賠償を求める訴えを提起するものです。
-------	---

※議決権割合10%以上を有する社員からの訴えは、この保険では免責となります。すべての社員の議決権割合が10%以上である場合には、社員代表訴訟は補償の対象外となります。

医療法人社団と医療法人財団とは、補償内容が異なりますのでご注意ください。

【医療法人の役員を取り巻く賠償リスク】



2. 保険制度の仕組み

※社員とは医療法人の従業員ではなく、定款に定める社員です。

◆保険契約者	一般社団法人 全国公私病院連盟	（注） 退任された役員および保険期間中に新たに選任された役員も被保険者となります。ただし、遡及日以前に退任された役員は対象外となります。また、役員が亡くなられた場合には、その相続人または相続財産法人を、役員が破産された場合にはその破産管財人を被保険者とみなします。
◆加入対象者	一般社団法人 全国公私病院連盟の会員および準会員の病院が属する医療法人	
◆被保険者	ご加入者の全ての役員（理事長・理事・監事・評議員（医療財団法人の場合） ・会計監査人	
◆支払限度額	5,000万円・1億円・3億円 の3種類からご選択いただけます。	
◆自己負担額	なし	
◆縮小てん補割合	100%	
◆遡及日	ご加入初年度契約の保険期間の加入日の開始日より10年前の応当日	
◆約款・付帯特約	会社役員賠償責任保険普通保険約款、会社役員賠償責任保険追加特約条項、医療法人特約条項、権限を逸脱した行為等に起因する損害賠償請求不担保特約条項、知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求不担保特約条項、米国・カナダにおける業務活動に関する特約条項、日付データ処理等に関する不担保特約条項、専門職業危険不担保特約条項（公益法人用）、会計監査人担保特約条項（公益法人用）、訴訟対応費用特約条項、法人訴訟担保特約条項、公告費用担保特約条項※、会社補助参加担保特約条項（公益法人用）※、先行行為担保特約条項（会社役員賠償責任保険用）等 ※医療法人社団の場合のみ付帯される特約条項となります。	

2

3. お支払いする保険金の種類

<1>損害賠償金(判決金額、和解金等)

法律上の損害賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償金についてはお支払いの対象とはなりません。

<2>争訟費用(訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報酬金、これらに付随する調査費用等)

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)をいいます。

なお、争訟費用については、免責条項に該当するおそれがないかぎり、紛争の解決に先だって支払うことができます。

想定される事故例

- ◆従業員の不正な資金流用により法人が損失を被ったことにつき、役員としての監視・監督義務を果たしていなかったとして、社員から訴えられた。
- ◆助成金の使用方法に関し、適正と判断していたが、結果として要件違反に該当し、助成金の返還により無駄なコストが発生し、役員としての職務を怠ったとして訴えられた。
(「意図的な違法」は保険の対象外です。)
- ◆退職した職員から残業代の不払分を役員に対して請求された。(第三者訴訟)
(就業規則の不備などの問題があると敗訴の可能性があります。)
- ◆役員が社員総会に諮らずに選定した取引業者が、他の同業者よりも著しく質が悪く、法人に損害を与えたとして社員から訴えられた。

※上記のように賠償責任が認められる事案だけでなく、提起された賠償請求に対して過失(責任)がないことを争うための争訟費用も保険金支払いの対象となります。

4. 支払限度額と保険料

支払限度額とは、保険期間を通じて損保ジャパンがお支払する保険金の最高限度額です。法律上の損害賠償金および争訟費用の合算額に対してこの限度額が適用されます。

直近の会計年度における事業収入により以下のとおりとなります。(一医療法人あたり(役員数を問いません。))

※カッコ内の保険料は、役員個人にご負担いただく内訳保険料です。詳しくは<参考>をご確認ください。

(注) 退任された役員および保険期間中に新たに選任された役員も被保険者となります。ただし、遡及以前に退任された役員は対象外となります。また、役員が亡くなられた場合には、その相続人または相続財産法人を、役員が破産された場合にはその破産管財人を被保険者とみなします。

◆医療法人社団の場合

保険期間: 1年

事業収入			3億円以下	10億円以下	30億円以下	50億円以下	100億円以下	200億円以下	200億円超
支払 限度 額	5,000万円	年間 保険 料	39,000円 (3,000円)	41,000円 (3,000円)	45,000円 (3,000円)	49,000円 (3,000円)	59,000円 (4,000円)	70,000円 (5,000円)	取扱代理店 または損保ジ ャパン社員ま でお問い合わ せください。
	1億円		55,000円 (4,000円)	57,000円 (4,000円)	62,000円 (4,000円)	69,000円 (5,000円)	82,000円 (5,000円)	97,000円 (6,000円)	
	3億円		80,000円 (5,000円)	85,000円 (6,000円)	92,000円 (6,000円)	102,000円 (7,000円)	123,000円 (8,000円)	145,000円 (10,000円)	

◆医療法人財団の場合

保険期間: 1年

事業収入			3億円以下	10億円以下	30億円以下	50億円以下	100億円以下	200億円以下	200億円超
支払 限度 額	5,000万円	年間 保険 料	23,000円 (2,000円)	25,000円 (2,000円)	27,000円 (2,000円)	29,000円 (2,000円)	36,000円 (3,000円)	41,000円 (3,000円)	取扱代理店 または損保ジ ャパン社員ま でお問い合わ せください。
	1億円		32,000円 (2,000円)	34,000円 (2,000円)	37,000円 (3,000円)	41,000円 (3,000円)	50,000円 (4,000円)	58,000円 (4,000円)	
	3億円		47,000円 (3,000円)	51,000円 (4,000円)	55,000円 (4,000円)	60,000円 (4,000円)	73,000円 (5,000円)	86,000円 (6,000円)	

※4月30日以降の中途加入の保険料は、年間保険料×加入月数/12(1円単位を四捨五入して10円単位)となります。

5. 主な特約条項

医療法人特約条項

①役員の範囲を規定

医療法上の理事、監事、評議員(医療法人財団)を役員として保険の対象(被保険者)とします。ただし、会計監査人については役員に含めません(会計監査人担保特約条項付帯により、役員に含まれます)。

②損害賠償請求時点の解釈を規定

被保険者への損害賠償請求が提起された時を、社員から貴法人に対して提訴請求をした時とすることにより、その時点から生ずる争訟費用・調査費用を補償の対象に含めることを規定しています。

会計監査人担保特約条項

会計監査人を役員(被保険者)とする特約条項です。

訴訟対応費用担保特約条項

役員に対して損害賠償請求がなされたとき、またはなされる「おそれ」があるときに、役員が支出する各種費用(文書作成費用、使用人の超過勤務手当、文書の翻訳費用等)を争訟費用の一部として支払対象とすることを規定した特約条項です。

法人訴訟担保特約条項

役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、法人から損害賠償を求める訴えを提起されたことにより、被保険者が被る損害を補償することを規定した特約条項です。

公告費用担保条項

社員代表訴訟が提起された場合において、以下の公告費用を補償する特約条項です。

①責任軽減公告費用

個別賠償事案ごとに定款の定めに従い理事会で理事の責任軽減の決議がなされた場合、社員に対して責任を免除すべき理由や免除額等について公告・通知するための公告費用

②不提訴理由公告費用

社員代表訴訟の提訴請求を受けた結果として、法人が役員に対して責任追及を行わない場合、その理由等を社員に通知する際に要するための公告費用

③訴訟告知受理公告費用

社員代表訴訟を受けたことについて公告・通知するための費用

会社補助参加担保特約条項

医療法人社団が、訴訟において被保険者である役員を支援するために補助参加した場合、その補助参加に伴い医療法人社団が負担した弁護士費用等の争訟費用を補償する特約条項です。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

- ◆次に掲げる事由または行為に起因する一連の賠償請求に対しては、損保ジャパンは保険金をお支払いしません。
(※)については各事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。
 - ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと(※)
 - ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)(※)
 - ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(※)行った行為(※)
 - ・被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと(※)
 - ・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと(※)
 - ・次の者に対する違法な利益の供与(※)
 - ①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等(それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。)
 - ②利益を供与することが違法とされるその他の者
 - ・遡及日(注)より前に行われた行為 (注)遡及日とは初年度加入日より10年前の応当日をいいます。
 - ・遡及日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
 - ・この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(※)に、その状況の原因となる行為
 - ・この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
 - ・直接であると間接であると問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染
- ◆次に掲げるものに対する損害賠償請求に対しては、損保ジャパンは保険金をお支払いしません。
 - ・身体の障害(疾病または死亡を含みます。)(※)または精神的苦痛
 - ・財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
 - ・口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害
- ◆次に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金をお支払いしません。
 - ・記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名子会社が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める子法人に該当していなかった間に行われた行為
 - ・他の被保険者または記名法人もしくはその子法人からなされた損害賠償請求、ならびに、社員代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子法人が関与して、記名法人もしくはその子法人の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求
 - ・法人の議決権総数につき、10パーセント以上を直接・間接を問わず所有する者からなされた損害賠償請求
 - ・直接・間接を問わず、知的所有権訴訟に起因する損害賠償請求
 - ・直接・間接を問わず、コンピュータ、集積回路およびそれらを内蔵する機器が日付データを認識できないこと等(いわゆる「2000年問題」)に起因する損害賠償請求
- ◆保険期間中に次の取引が行われた場合には、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては保険金をお支払いしません。
 - ①記名法人が第三者と合併すること、または記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
 - ②第三者が、記名法人の議決権総数の50パーセントを超える議決権を取得すること。

7. ご確認いただきたいこと

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる事業収入等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
この保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
- ＜告知事項＞
- 加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- （注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
- 加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
- ご契約者の住所などを変更される場合
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

1. 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類(保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等)

2. 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類(示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等)

(注)損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

24時間365日

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください。(ご契約内容がことなっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入手続きについて

■保険期間

2026年4月30日午後4時～2027年4月30日午後4時

■保険契約者

一般社団法人 全国公私病院連盟

■募集締切日

加入依頼書到着締切日 2026年3月31日(火)

保険料着金締切日 2026年4月15日(水)

■保険料送金先

みずほ銀行 青山支店 (普通)2345415 一般社団法人 全国公私病院連盟

■お手続き方法

加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、加入依頼書提出日までに株式会社公私病連共済会宛送付してください。

株式会社 公私病連共済会
〒111-0042 東京都台東区寿4-15-7 食品衛生センター7F
TEL:03-5830-6193 FAX:03-5830-6194

■中途加入・異動

保険期間の途中においても、いつからでもご加入いただけます。

- (1) 中途加入を希望される場合は、必ず事前に上記までご連絡ください。
- (2) 加入依頼書提出と保険料着金を保険開始日の5日前までに行ってください。
- (3) 中途加入の保険期間は、中途加入日から2027年4月30日の更改日までです。
- (4) 保険から脱退(解約)される場合は、ご連絡ください。

※各医療法人さまにて本パンフレットをお読みいただき、保険の内容を十分理解いただいたうえでご加入ください。
※加入依頼書の記載に誤りがある場合やお振込みが遅れた場合には、保険責任が開始しないことがありますので十分にご注意ください。

<参考>保険料の一部個人負担について

民間企業向け役員賠償責任保険において、「保険料を全額会社負担にて『株主代表訴訟敗訴のケース』を補償することは役員の忠実義務に違反する」との問題指摘を受けていました。そこで、役員が法人に対して法律上の損害賠償責任を負担すること(社員代表訴訟敗訴の場合等)によって被る損害については、普通保険約款(基本補償)部分から切り離して特約化し、その特約保険料を役員個人が負担する方式を採用することにより問題解決を図っています。

各役員の分担については、各医療法人さまにおいて検討いただくこととなります。一般的には人数割り(均等割方式)、役員報酬に比例して分担(報酬比例方式)、役職に応じた分担(グループ方式)の3つの方法ですが、検討にあたっては顧問税理士等に相談ください。

	役員勝訴	役員敗訴または和解 (法律上の賠償責任の負担)
下記以外の損害賠償請求	(A) 争訟費用の負担	(B) 損害賠償金および争訟費用の負担
社員代表訴訟(※)	(C) 争訟費用の負担	(D) 損害賠償金および争訟費用の負担
法人訴訟	(E) 争訟費用の負担	(F) 損害賠償金および争訟費用の負担
(A)(B)(C)(E)の保険料		……法人負担
(D)(F)の保険料		……役員負担

※すべての社員の議決権割合が10%以上である場合には、社員代表訴訟はこの保険の対象外です。

【取扱代理店】

株式会社公私病連共済会

〒111-0042

東京都台東区寿4-15-7食品衛生センター7階

TEL 03-5830-6193 FAX 03-5830-6194

お問合せ先: info@koushi-k.jp

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第一課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5113

受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで